

仙台市障害者保健福祉計画

(平成 30～35 年度)

仙台市障害福祉計画 (第5期) 仙台市障害児福祉計画 (第1期)

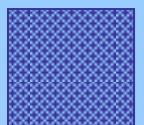
(平成 30～32 年度)

【概要版】

平成 30 年 3 月

仙台市

音声コードは
視覚障害のある
方や高齢の方の
情報ツールです

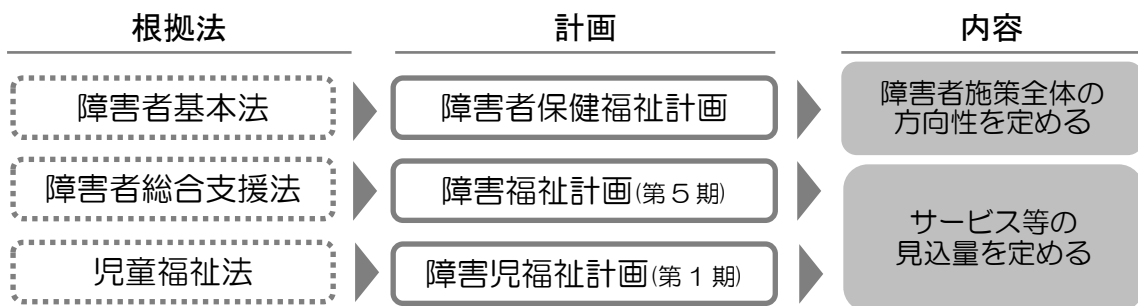


計画策定の概要

○ 趣旨

本市では、平成 24 年 3 月に仙台市障害者保健福祉計画及び仙台市障害福祉計画（第 3 期）を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。また、平成 26 年 11 月には計画の中間評価を行うとともに、仙台市障害福祉計画（第 4 期）を策定し、さらなる施策を展開してきました。本計画は、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正などの動きを踏まえて、新たに策定するものです。

○ 位置づけ

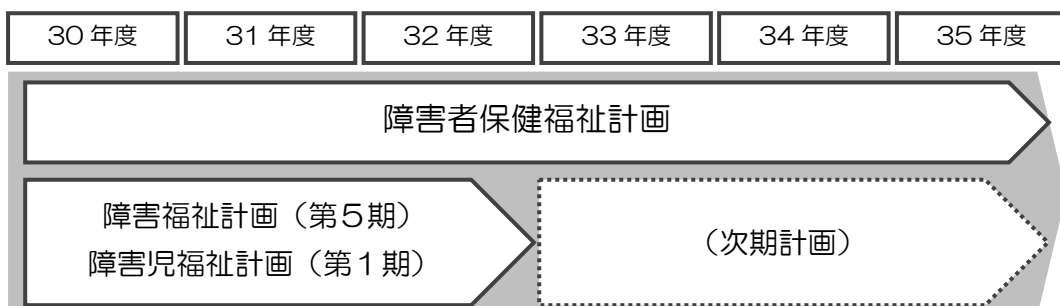


○ 対象

これまで同様、身体障害、知的障害、精神障害のみならず、福祉制度の谷間にある方々やその家族も対象とします。また、近年、支援の要請が高まっている難病、発達障害、高次脳機能障害など、多様な障害特性のある方や医療的ケア児者等への支援を行います。

○ 計画期間

障害者保健福祉計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間、障害福祉計画（第 5 期）及び障害児福祉計画（第 1 期）は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。また、平成 32 年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



障害のある方を取り巻く現状

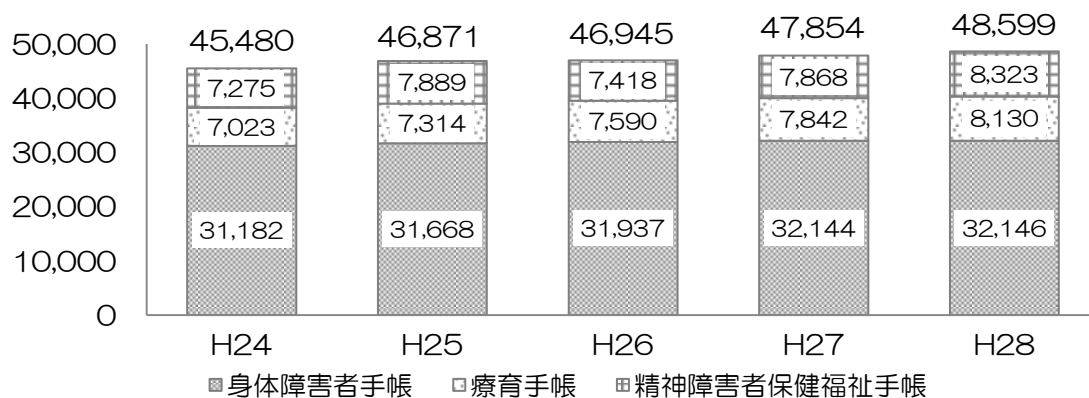
○ 障害者権利条約の批准

日本は、平成 19 年に本条約に署名してから平成 26 年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。近年整備された法律のなかでも、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁じ、「合理的配慮の提供」を求める「障害者差別解消法」については、本市においても条例を制定し、権利擁護の一層の強化を図ってきました。しかしながら、法律と条例の認知度は、市民が約 17%、障害のある方でも約 15~30%と低い状況となっており、障害理解のさらなる促進が求められています。

○ 本市の現状：障害者手帳所持者数

近年、身体障害者手帳の所持者数の増加は鈍化していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は大きく増加しています。

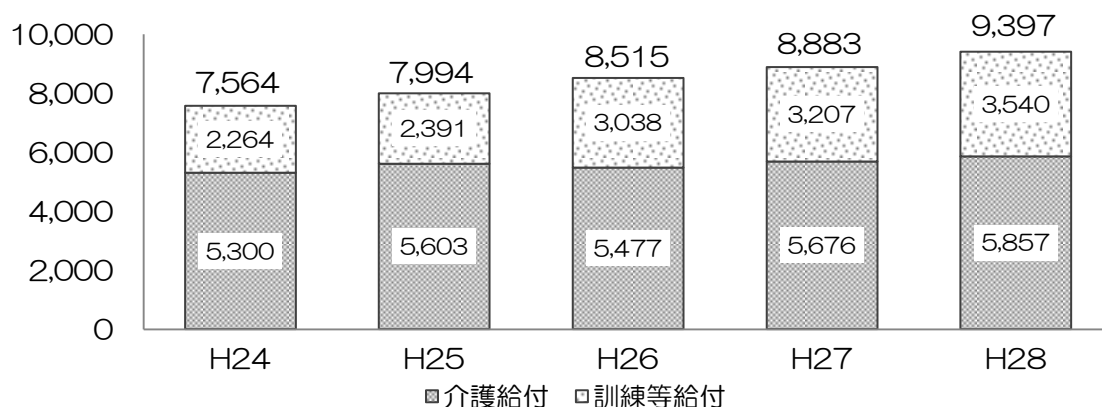
(単位：人)



○ 本市の現状：指定障害福祉サービス等利用者数

指定障害福祉サービス等の利用者数は増加傾向にあり、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 1,833 人/月分 (24.2%) 増加しています。

(単位：人/月)



計画の方向性

理念

共生の都・共生する社会

平成 26 年に障害者権利条約が批准されたことを受けて、障害のある方とない方が共生する社会の実現がますます重要なものとなっていることから、これまでの本市の理念である「共生の都・共生する社会」を、本計画においても継承していきます。

基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる

本市が目指す理念の実現のためには、障害に対する理解が社会に浸透し、市民の具体的な行動に結びつくことが必要です。障害のある方にとって社会的障壁がある場合、必要な配慮があれば暮らしの不便さを取り除くことができます。障害のある方もない方も、互いに支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ため、本市では「障害理解」を基盤として施策を展開していきます。

基本方針

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

4 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

5 安心して暮らせる生活環境の整備

重点分野

(1) 市民に対する障害理解のさらなる促進

- ① 地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進
- ② パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進
- ③ 文化芸術活動を通じた市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童への切れ目のない支援の充実

- ① 子どもの発達に関する総合情報提供
- ② 発達特性や環境に応じたライフステージごとの療育等の体制づくり
- ③ 子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化

(3) 重い障害等のある方に対する支援の充実

- ① 重症心身障害児向けの放課後等デイサービス事業所の整備促進
- ② 重症心身障害児者に対する入浴事業の新設
- ③ 医療的ケア児者などが安心して利用することができる短期入所事業所の整備促進
- ④ 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別支援計画作成の推進
- ⑤ 中途視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた機能訓練、生活訓練などのきめ細かな支援の実施

(4) 地域で安心して暮らすための相談等支援体制の整備

- ① 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の整備
- ② 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの設置
- ③ 精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実

(5) 安定して働くことができる就労支援体制の整備

- ① より幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発
- ② 就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化
- ③ 企業等への個別訪問強化による障害のある方が働きやすい職場づくりの促進

(6) 地域に必要な機能のための基盤整備

- ① (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備
- ② 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
- ③ 障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進
- ④ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援

到達目標

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの主要な課題に対応するため、国の基本指針に示された見込量の確保に係る目標事項について、本市における障害福祉計画（第4期）期間中の実績等を踏まえ、到達目標を設定します。

項目	28年度実績	今期目標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
① 施設入所者の地域生活への移行者数	累計 8 人	累計 17 人
② 施設入所者数	539 人	537 人
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新規】	—	平成 32 年度末までに設置
(3) 地域生活支援拠点等の整備		
① 地域生活支援拠点等の整備	整備の必要性を検討	平成 32 年度末までに設置
(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
① 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数	192 人	288 人
② 就労移行支援事業の利用者数	360 人	432 人
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	29.7%	50%
④ 就労定着支援事業による職場定着率【新規】	—	80%
(5) 障害児支援の提供体制の整備等		
① 児童発達支援センターの設置数【新規】	—	今期計画は質の向上を目指す
② 保育所等訪問支援の利用体制【新規】	—	アーチル等の支援機能の充実を目指す
③ 重症心身障害児に対する支援【新規】 (放課後等デイサービス事業所等の設置)	—	各区に対象となる事業所を確保
④ 医療的ケア児に対する支援【新規】 (関係機関の協議の場の設置)	—	平成 30 年度末までに協議の場を設置

主な障害福祉サービス等の見込量

各サービスの見込量については、これまでの利用者の実績の伸び率を基本として算出していますが、想定される対象者の人数など、今期計画期間において考慮すべき事項がある場合は、サービスごとに個別に考慮して算出しています。

(単位：利用者数/月)

サービスの種類	前期実績		今期見込量		
	27年度	28年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護等	1,690	1,708	1,749	1,770	1,791
生活介護	1,769	1,795	1,855	1,875	1,890
自立訓練（機能訓練）	31	35	33	33	33
自立訓練（生活訓練）	191	196	206	216	226
就労移行支援	288	360	391	412	432
就労継続支援A型	356	373	387	401	415
就労継続支援B型	1,646	1,800	1,939	2,078	2,217
就労定着支援【新規】			190	205	220
療養介護	124	124	124	124	124
短期入所（福祉型・医療型）	284	287	293	296	299
自立生活援助【新規】			25	38	45
共同生活援助	695	776	973	1,073	1,173
施設入所支援	549	539	537	537	537
計画相談支援	540	544	658	724	796
地域移行支援	2	1	7	7	7
地域定着支援	5	1	7	7	7
児童発達支援	458	490	490	490	490
放課後等デイサービス	1,260	1,401	1,695	1,864	2,050
居宅訪問型児童発達支援【新規】			10	10	10
障害児入所支援（福祉型・医療型）	42	58	58	58	58
障害児相談支援	80	99	120	132	145

計画の推進

○ 推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進していきます。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施していきます。

○ 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知してまいります。また、点字版、テキスト版、平易版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していきます。

○ 計画の達成状況の点検及び評価

計画に盛り込んだ事業、到達目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していきます。

また、平成32年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。

平成30年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話番号 022-214-8163

FAX 022-223-3573

E-mail fuk005330@city.sendai.jp